

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第4回理事会 議事録

1 日 時 平成26年3月20日(木)午後4時～午後4時45分

2 場 所 県立中央病院 2階 理事長室

3 出席者 理事長 小俣政男

理 事 土屋幸治、藤井康男、篠原道雄

監 事 早川正秋、加藤隆博

(欠席者 なし)

(出席者 理事長・理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。)

4 会議次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 議 事

① 平成26年度計画(案)

○事務局 —各概要について説明—

(資料1「平成26年度計画(案)」資料2「中期計画・年度計画」を読み上げ。)

「政策医療の提供」の項目では、「救命救急医療」として、ドクターヘリの運航及びドクターカーの運用により、迅速かつ高度な救命救急医療の提供を行い、搬送時間の短縮や救命率の向上に取り組んでいく。「がん医療」においては、当院が指定されている「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定要件を満たすための取り組みを進め、更に、がん医療を強力的に推し進めていくために、がんセンター局を新設し、臨床と研究の一体的な取り組みとともに、医師の配置等の人員整備を行う。

「質の高い医療の提供」の項目では、医師の業務負担を軽減するため医師事務業務補助者を増員する。看護体制についても7対1看護体制を継続していく。

「県民に信頼される医療の提供」の項目では、県立中央病院

の病院入口に、再来受付機を設置し、各診療科窓口に、診察待ち表示システムの導入を行い、各種サービスの向上に努める。

「新薬開発等への貢献」の項目では、臨床試験管理センター統括部長を新たに配置し、専任の薬剤師等とによる、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図っていく。

「地域医療機関との協力体制の強化」の項目では、地域連携センターを中心に、紹介率・逆紹介率の向上やリハビリテーション治療における地域医療機関への後方支援など、地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進めていく。

「診療報酬請求の事務の強化」の項目では、担当職員を増員し、診療報酬請求事務の体制強化を図る。

予算、収支計画、資金計画について（資料3「平成26年度法人予算説明資料」資料4「平成26年度当初予算について」を読み上げ。）

平成26年度当初予算編成の基本的な考え方は、中期計画期間内の経常収支の黒字化を確実にするため、過去の実績、平成25年度の決算見込みを十分に分析し、収入の確保と費用の節減に努めた。

予算規模は、経常収支は、収入が219億5,800万円、支出が213億1,500万で、経常利益は6億4,300万円を予定している。

純利益についても、6億300万円を予定している。

収入について、医業収益は、中央病院では、入院収益、外来収益ともに前年度とほぼ同額を見込んでいる。北病院では、入院収益が病棟再編に伴い、6,700万円の増収を見込んでいる。外来収益はほぼ同額を予定している。

入院収益は、平成25年度決算見込みに対し、6,700万円増の120億4,900万円、外来収益は、同額の51億9,200万円を見込んでいる。平成26年度は、診療報酬改定があることから、分析を

進めているが、不確定要素が多いため、医業収益については、その影響額を反映させていない。

支出関係について、給与費は、89億3,200万円と前年度に比べ2億9,000万円の増であるが、これは、中央病院の事務局員、薬剤部及びリハビリテーション科、放射線部、検査部等の中央診療部門の充実に伴う増員が主な原因である。材料費は、材料費比率を前年と同様の比率を推定する中で、値引き交渉による削減目標を設定し、3,700万円減の49億8,800万円を見込んでいる。経費は、契約単価の値上がりにより光熱水費の増大、設備の保守点検に伴う委託料の増大による2億4,800万円増の31億8,600万円を見込んでいる。

減価償却費については、前年度に電子カルテの回収を行ったため、3億200万円増の27億3,800万円を見込んでいる。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

② 規程改正（案）

○事務局 —各概要について説明—

（資料5、6、7、8「規程改正の概要」を読み上げ。）

「理事会規程」については、開催実態に鑑み一部を改正する。改正の内容は、現行では、原則として月1回開催することとなっている。このため、四半期毎に1回、年4回開催されている実態に合わせ改正するものである。

「組織規程」については、法人の組織の改編に併せ、一部を改正する。

改正の内容は、まずは、中央病院長直下の組織としてがんセンター一局を新設するため、一部を改正する。

今回の改正は、がん医療をより強力に推し進めていくため、科学療法科、緩和ケア科、放射線治療科及びゲノム解析センターを医療局から分離するとともに、がん相談支援センター機能を併せた、がんセンター一局を新設するものである。

次に、中央病院医療局内に総合診療統括部開設部を新たに設置するため、一部を改正する。

今回の改正は、高齢化社会の進捗に伴い、総合的な診療を行う必要が高まっていることから、総合診療部門開設に向けた取り組みを行うものである。

次に、同じく医療局内に臨床試験管理センターを新たに設置するため、一部を改正する。これは、治験管理部門と医療局の連携を深めるため、臨床試験管理室を廃止し、新たに新設するものである。

次に、救命救急センター統括部に救命救急センターを、周産期センター統括部に周産期センターを新たに設置するため、一部を改正する。これは、センターの機能強化、充実を図るためのものである。

次に、外科系診療統括部の胃食道肺外科を肺外科と胃食道外科に分離するため、一部を改正する。これは、呼吸器と消化器の診療機能の強化、充実を図るものである。

次に、病理検査科を病理診断科に名称変更するため、一部を改正する。これは、政令で定められた標榜診療科名に合わせるために改めるものである。

「職員給与規定」については、勤務実態等に鑑み、一部を改正する。

改正の内容は、まずは、管理職手当支給区分表の改正を行うものである。これは、管理職手当支給区分表に「がんセンター局長」、「総合診療統括部開設部長」、「臨床試験管理センター統括部長」、「緩和ケアセンター長」、「医療安全管理室長」を追加するものである。

次に、言語聴覚士を新たに採用することに伴う各種規定の追加についてである。これは、言語聴覚士に係る初任給や昇任・昇格等に係る規定を追加するものである。

また、副総放射線技師長、副総検査技師長の設置に伴う級別標準職務表の改正を行うものである。これは、総放射線技師長及び総検査技師長を補佐する職の設置に伴うものである。

「職員被服貸与規定」については、採用職種の拡大等に鑑み、一部を改正する。

改正の内容は、別表1の被服貸与対象職種の追加及び削除についてである。これは、職員の採用職種の拡大に伴い、被服貸与の対象職種を追加し、近年採用実績のない職種を削除するものである。

次に、再貸与申請書の新設についてである。これは、被服の再貸与に関し、現行では定めのない様式を新たに定めるものである。

また、別表2の共用品使用所属等の追加及び削除である。これは、新たに設置された部署の追加と削除を行い、使用実績のない共用品を削除するものである。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

③ その他

- 事務局 次回の理事会はいつ開催すべきか。
- 一同 ー6月20日の開催で合意ー